

令和8年度 テクニカルスタッフ(研究支援員)雇用制度(女性リーダー型)実施要領

I. 支援内容

女性教授・准教授が、管理運営にエフォートを費やすことによって研究活動に支障が出ないよう、テクニカルスタッフ(研究支援員)(以下「テクニカルスタッフ」という。)を配置し、研究者の研究活動に必要な研究補助業務(実験補助、研究データ分析、統計処理、資料作成、文献調査等)を行う。

II. 申請対象者

1. 資格・要件

- (1) 本学の女性教授・准教授であり、学長補佐・学部長等の管理運営業務を有すること。
- (2) 申請者自身が、雇用するテクニカルスタッフを推薦できること。

III. テクニカルスタッフ

1. 資格・要件

- (1) 大学院生または学部学生で、次の要件をすべて満たしている者。
 - ・学業に支障がないこと
 - ・指導教員の了承を得ていること。
 - ・R A、T A、M A、S A、W Aで雇用されている場合は、その時間とテクニカルスタッフ雇用時間の合計が週20時間を超えないこと。また、その場合、曜日・時間の重複がないこと。
 - ・テクニカルスタッフとしての就労時間とそれ以外の就労時間が、週40時間を超えないこと。
- (2) 大学院生または学部学生以外の者で、次の要件を全て満たしている者。
 - ・学外者で大学以外の仕事を有する者は、テクニカルスタッフとしての就労時間と学外での就労時間の合計が週40時間を超えないこと。
 - ・事務補佐員、技能補佐員等の本学非常勤職員として雇用されていない者。

※ (1) (2) を満たす者であっても、研究者の配偶者及び同居親族は対象外とする。

2. 雇用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間で継続して希望する期間

研究内容により、短期間で複数人の雇用も可能とする。(例: 8～10月、3か月間同時に4人の雇用)

その際、複数人の雇用時間数の合計が1年間に想定される雇用時間数を超えないこととする。

3. 雇用時間

1日7時間45分以内。但し、週20時間未満とし、承認後の週時間を超えることはできない。

4. 待遇

長崎大学が定める「パートタイマーの時間給(単価表)」に基づく時間給とする。

5. 業務内容・勤務時間等

- ・テクニカルスタッフが支援できる業務は利用者の研究補助とする。勤務時間中にテクニカルスタッフ自身の研究や学習等、支援業務以外の活動に従事することはできない。
- ・テクニカルスタッフは、前もって決められた勤務時間内に勤務するものとする。

原則として夜間・週末・祝祭日の勤務はできない。

IV. 募集人員

12名程度

V. 申請

1. ①「テクニカルスタッフ（研究支援員）雇用制度（女性リーダー型）利用申請書【様式1】」
 - ②「雇用するテクニカルスタッフの勤務時間割振簿（様式自由）」
 - ③Ⅱ-1に定める確認書類を申請書とあわせて提出すること。（メール可）
2. 過去にライフィベント支援型のテクニカルスタッフ雇用制度を利用したことがある者が再申請をすることも可能。

VI. 選考および決定

1. 申請書の記入事項に基づき書類審査を行い、利用者を決定する。（必要に応じてダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）スタッフと面談を行う）申請多数の場合は選考を行う。
2. VIIに定める受付締め切り後1週間以内に、利用の可否および手続きについて通知する。

VII. 申請書受付締め切り

令和8年1月14日（水）正午（センター必着）

※ 募集人員に達するまで継続募集します（毎月5日期限）

VIII. 利用者の責務

1. 利用者は、利用期間の終了後1週間以内に、「テクニカルスタッフ（研究支援員）雇用制度（女性リーダー型）利用報告書【様式2】」を提出すること。また、本報告書については、センターのホームページおよび事業報告書で公開する場合があることを予め了解のこと。
2. 本事業の効果を把握し、よりよい事業に改善するため、面接やアンケート調査等に協力すること。

IX. 注意事項

1. 予め、テクニカルスタッフ予定者には勤務時間等について了承を得ること。また、センターが必要と判断した場合、雇用期間中に、センタースタッフとの面談があることの了承も得ること。
2. やむを得ない理由により、雇用期間中にテクニカルスタッフの勤務曜日等の変更が生じた場合は、速やかにセンター、部局の担当者へ申し出ること。
3. 利用決定後のテクニカルスタッフの変更は原則認めない。やむを得ない理由により変更する場合は、別に定める手順に従うこと（令和7年10月1日付「テクニカルスタッフ雇用について」）。
4. 研究成果の取り扱い等のトラブルが発生した場合、センターでは責任を負いかねるため、利用申請者とテクニカルスタッフとの間で事前に十分に話し合い、確認を行っておくこと。
5. 申請内容に偽りがあったり、本要領の定めに従わず不正に利用したことが発覚したりした場合は、即時利用停止処分とし、今後の利用は認めない。
不正利用の例：申請者以外が業務を指示する、研究補助以外の業務を指示する等。
6. 申請資格等、利用期間中、申請内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターへ申し出ること。

応募・問い合わせ先

長崎大学ダイバーシティ推進センター

電話：095-829-2889（内線3468） E-mail：omoyai_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp